

選挙啓発と社会教育の歴史的関係とその特徴

上原直人*

1. 政治的教養と社会教育

本稿の目的は、社会教育研究において、政治的教養を理論的・実践的に深めていく手がかりとして、選挙啓発と社会教育の歴史的関係とその特徴を明らかにすることである。

戦後改革期に成立した旧教育基本法（1947年）の第八条「政治教育」で、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」（2006年改正後は同じ条文で第十四条として位置づけられている）と明記されたように、政治的教養を身につけるための政治教育は、戦後教育界において、学校教育だけでなく、子ども・若者の学校外における教育や大人の学びの場、つまり社会教育においても重要な課題となってきた。

「政治的教養」の具体的内容として、その指標とされてきたのが、戦後直後に文部省内におかれていた教育法令研究会から出された『教育基本法の解説』である。そこでは、「政治的教養」について、「第一が、民主政治、政党、憲法、地方自治等、現在民主政治上の各種の制度についての知識、第二が、現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力、第三が、民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念」と解説されている。¹⁾

そして、社会教育にそくして「政治的教養」のあり方を示したものとして注目されるのが、1955（昭和30）年に文部省社会教育局内成人教育研究会が編集した『新しい政治教育』である。それまでの新憲法の精神や民主政治の諸制度を中心とした啓蒙的な政治教育から、今後は生活と切り結ぶような広義の生活教育としての政治教育へと展開させていく重要性が説かれるとともに、社会教育の現場（婦人団体、PTA、青年団、公民館、社会学級等）において進めていく上での課題が提起されている。²⁾

こうした視点は、実際に社会教育実践が展開されていく過程において深められていったと捉えられる。『教育基本法の解説』で示された三つの観念（政治に関する知識、理解力と批判力、政治道徳と信念）をふ

まえつつ、投票率の向上や選挙の公正さなど選挙のためだけのものに収斂させずに、生活課題・地域課題とどう切り結んでいくかという志向が、1950年代後半以降の社会教育実践においては明確に見られるようになっていった。³⁾

したがって、生活現実にそくした学びが重視されてきた社会教育研究においては、憲法学習、平和教育、人権教育、地域問題学習、多文化教育、環境教育など具体的な教育実践との関係の中で、政治的教養について深められてきたと捉えられるが、⁴⁾ 本稿では、これまであまり注目されてこなかった選挙啓発に着目する。社会教育研究の側から、選挙啓発に関して、正面から分析し位置づけようとする研究が進展してこなかった背景には、セクショナリズムの問題もある。つまり、社会教育は主に文部科学省の所管であるのに対して、選挙啓発は、選挙業務を主に掌る総務省（旧自治省、戦前は内務省）の所管であるがために、教育機能を持つにもかかわらず注目がなされてこなかったといえる。

以下では、選挙啓発が社会教育活動の一環であることを確認した上で、選挙啓発が社会教育の振興や組織化とも深く結びつきながら歴史的に展開してきた点、さらに、その中で、選挙啓発と社会教育が実践レベルでどのような関係で位置づいていたのかを、双方にも影響を及ぼした一人であり、戦前日本を代表する青年団指導者としても知られる田澤義鋪（1885-1944）に着目することを通じて明らかにする。

2. 社会教育活動としての選挙啓発

選挙啓発とは、「有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙」を「進めるために行政と民間が一体となった運動」⁵⁾ で、「明るい選挙推進運動」とも呼ばれる。特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする政治活動や選挙運動とは区別され、選挙時の不正防止、投票率の向上、人々の政治意識の向上を目的に、公益財団法人明るい選挙推進協会、各自治体の選挙管理委員会（以下、選

*名古屋工業大学大学院工学研究科准教授

管)、各地の明るい選挙推進協議会（以下、明推協）等が中心となって行われている。

選挙啓発の戦前的系譜としては、投票買収や官憲による選挙干渉が横行し、棄権率も高かった状況を改善し、公正な選挙の実現を目指して、民間団体と政府が協力関係を取りながら、官民が一体となって1930年代に展開された選挙粛正運動があげられる。戦後は、1951（昭和26）年に行われた統一地方選挙での選挙腐敗、およびその翌年に予定されていた衆議院議員総選挙に向けての激しい事前運動が契機となって、公明選挙運動が始まった。その中核を担ったのが、前田多門（1884-1962）ら戦前から市政浄化運動や選挙粛正運動にも関与していた人々であり、言論機関の協力も得ながら官民一体の運動として展開された。その後、公明党の誕生により名称変更の必要性が生じ、1970年代半ば以降は、明るい選挙推進運動として現在にいたっている。⁶⁾

選挙啓発においては、選挙期間中に、有権者に対して、選挙に関する必要事項の周知および投票の呼びかけを目的として行われる臨時啓発（街頭啓発、啓発印刷物、啓発放送など）だけでなく、日頃から有権者の政治意識の向上および明るい選挙の実現を目的として行われる常時啓発（成人式での啓発、講演会・研修会の開催、啓発作品の募集、模擬選挙・生徒会選挙など学校との連携）も重視されてきた。1954（昭和29）年に常時啓発が法制化され、各地で特色のある活動が行われてきたが、近年は、特に若者の投票率向上のための恒常的な活動が重視されており、18歳選挙権の成立にともなって、高等学校を中心に実施されている主権者教育とも結びつきながら実施されている。

選挙啓発には、公正な選挙を目指す選挙浄化運動の側面と、有権者の政治意識の向上と投票参加を促す政治教育運動の側面があるが、後者は、社会教育活動の一環ともいえる。社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」（社会教育法第2条）を指すが、実際に、選挙啓発においても、青少年や成人を対象に、選挙制度、政治、社会をテーマとした講座型事業がそれなりに行われてきた。

社会教育法（1949年制定）において、社会教育活動の拠点の一つとして、地域の公民館が位置づけられているように、戦後日本の社会教育においては、特に、地域社会における住民の学習活動が重視されてきたという特徴がある。したがって、選挙啓発を有権者の政治意識の向上に効果的につなげていくためには、地域

社会における生活現実になぞらした学習活動とも結びついてきた社会教育の視点が重要となる。

3. 選挙啓発の歴史的展開と社会教育の振興および組織化

(1) 選挙啓発と社会教育の歴史的接点

選挙啓発の歴史をふり返った時に、戦前においては、1930年代に展開された選挙粛正運動が、その代表的なものとしてあげられる。一方、戦後においては、現在の明るい選挙推進運動へと続く流れをつくったともいえる1950年代に開始された公明選挙運動および公職選挙法の改正による常時啓発の法制化が、特に重要な位置をしめる。

この二つの運動が展開される契機となったのが選挙権の拡大である。1925（大正14）年の衆議院議員選挙法の改正にともなって成立した普通選挙によって、それまでの納税要件が撤廃され、25歳以上の男子のみという制限はあったが、有権者数は大幅に拡大した。大日本帝国憲法公布後に行われた第1回衆議院議員選挙においては、直接国税15円以上という資格のもとで有権者の人口比率は1%強にすぎなかったが、その後、選挙法改正による納税条件の引き下げによって、1920（大正9）年の第14回選挙では約5.5%に達して、普通選挙後に行われた1928（昭和3）年の第16回選挙では、有権者数はそれまでの約300万人から約1,240万人まで増大し、その人口比率は20%を超えるレベルとなった。⁷⁾

普通選挙が実施される以前から、選挙干渉などは大きな問題となってきたが、普通選挙後に行われた第16回選挙では、投票買収や選挙干渉は一層激しさを増し、政府も対応を余儀なくされ、浜口雄幸内閣の下で選挙革正審議会が設置され（1930年）、投票買収の防止、選挙運動費用の減少、選挙干渉の防止、立憲思想の涵養などが審議された。その後、齋藤実内閣の法制審議会に引き継がれて答申が出され（1932年）、それに基づいて1935（昭和10）年の法改正で府県および市町村に選挙粛正を目的とする選挙粛正委員会を設置し、選挙粛正運動を展開していくこととなった。⁸⁾

選挙粛正に向けた動きは、むしろ民間レベルの方が先行していた。1920年代には、普通選挙を契機に、後藤新平の「政治の倫理化運動」、田澤義輔らによる「選挙粛正同盟会」の結成など、立憲政治の正当な運用をめざして、選挙の実質化、政治教育の普及を目的とする運動がおこっていた。そして、こうした民間の運動においては、政府による制度化過程においては弱

かった「立憲的知識や思想の涵養」（政治の仕組みや国内外の政治社会情勢に関する知識）という視点がより重視されていたという特徴もあった。⁹⁾

政府の動きに即座に対応するかのように、選挙粛正が政府主導の運動とならないように、田澤らが中心となって、帝国教育会、東京市政調査会、中央教化団体連合会、中央報徳会、大日本連合婦人会、壮年団中央協会、社会教育協会、政治教育協会などが加盟する選挙粛正中央連盟が1935（昭和10）年に結成され、政府とも協力関係をとることで、同年秋の地方選挙に合わせて、官民一体となった選挙粛正運動が展開されたのであった。¹⁰⁾

運動は、内務省が参謀本部として指針を示し（通牒の発行）、都道府県行政および選挙粛正中央連盟が、指針をふまえた事業を計画し実行する形で行われた。『選挙粛正中央連盟事業概要』を概観すると、その内容は、パンフレットの作成と配布、ラジオ・映画・レコードによる啓発、標語の募集、民間企業の広告面の活用、講演会・講習会・部落懇談会の開催、各地への講師の斡旋と派遣など多岐にわたっていたことが分かる。パンフレットとしては、田澤義鋪『選挙粛正の意義と方法』、前田多門『一票の力』、小野武夫『農村問題』、大島正徳『立憲的忠君愛国論』、選挙粛正中央連盟編『部落懇談会の開き方』などが作成された。また講習会としては、日本青年館等で3泊4日程度の短期講習も開催され、選挙粛正の問題だけでなく、広く政治や社会の問題（外交、人口、地方自治、財政、農村問題、社会教育など）も扱われた。さらに、婦人向けの講習会も開催されている。¹¹⁾

一方で、1945（昭和20）年12月の改正衆議院議員選挙法によって、20歳以上の全ての男女が有権者となり、完全普通選挙が行われるようになったが、婦人参政権、選挙権年齢の引下げによって、有権者数はさらに増大した。法改正直後の1946（昭和21）年4月に行われた第22回衆議院議員総選挙では、有権者数は約3,690万人となり、その人口比率は約49%に達している。¹²⁾

この総選挙に向けて、文部省社会教育局によって、婦人や青年向けの選挙啓発（公民啓発）が展開されたが、戦後に選挙啓発が本格的に行われるようになったのは1950年代に入ってからである。完全普通選挙下においても、選挙違反によって多数の検挙者が出て、また激しい事前運動も行われる中で、公正な選挙を行おうという呼びかけが前田多門らによってなされ、言論、実業、経済、婦人等各界の支持を受けて、1952

（昭和27）年に公明選挙連盟が発足した。公明選挙運動の気運が全国的に高まり、政府も「選挙の公明化運動に関する件」を閣議決定し、民間団体の運動に対し側面的な援助をすることを決めて、官民あがての運動が展開されていった。¹³⁾

さらに、それまで衆議院、参議院、地方議会・首長と、それぞれ別個に定められていた選挙法が一本化されて1950（昭和25）年に成立した公職選挙法が、1954（昭和29）年の改正によって、選挙時における投票率向上や選挙違反防止のための臨時啓発だけでなく、国民の政治意識向上のための常時啓発が、国や自治体の義務として位置づけられ、そのための予算措置もなされたことによって、公明選挙運動はさらなる展開を見せていった。公明選挙連盟でも、各地で政治講座（夏期大学）の開催や議会傍聴の実施、小集団学習としての「話し合い」方式の導入など、常時啓発を本格的に開始していった。¹⁴⁾

ここまで、選挙啓発の歴史において重要な二つの運動が、選挙権の拡大と結びついていたことを確認してきたが、ここで注目したいのが選挙啓発の歴史においても重要な二つの時期は、日本の社会教育の歴史においても重要な時期であるという点である。明治初期に開始された学校制度が普及定着していく中で、1920年代から30年代にかけて、学校外教育の組織化が本格的に進行し、文部省内に社会教育行政が整備され、青少年（団体）、婦人（団体）、成人向けに様々な教育事業が展開されるようになった。

戦後改革期には、文部省において、戦時中に廃止されていた社会教育局が復活し、その中核として公民館の構想が提起された。そして、戦後の憲法、旧教育基本法にそくして制定された社会教育法において、「国民が自ら實際生活に即する学びを行うことを公的に支援する」という戦後社会教育の基本理念が打ち出され、公民館をはじめとした社会教育施設が全国に設置されていった。

このように、選挙啓発と社会教育の歴史においては、重要な時期に重なりを見出せるが、実際に、二つの時期における社会教育の振興や組織化は、以下（2）、（3）にみるように、選挙啓発の展開とも密接に関わっていた。

（2）1920年代から30年代における社会教育の組織化と選挙啓発

普通選挙の成立前後から、政府は、広範な国民諸層の政治参加への要求に応じつつも階級的対立の激化を

回避して、国民的団結・国民共同の意識を形成するために公民教育を展開していく。公民教育は、明治時代末期の地方改良運動において、町村民が一体性をなして、生産事業や地方自治振興に積極的に参加していくための「公共心の育成」を主眼とする自治民育として登場してくるが、普通選挙の時期に、選挙啓発とも結びつきながら本格的に展開していったと捉えられる。¹⁵⁾

公民教育に関する本格的な教科として「公民科」が登場するのもこの時期である。公民科は1924（大正13）年に実業補習学校で成立し、その後、中学校、高等女学校などへ普及していったが、ここで注目したいのは、当時、初等教育修了後に勤労に従事する青少年を対象にしていた実業補習学校が、正規の学校ではなく地域の補習機関であった点である。このことは、戦前はジャーナリストとして公民教育論を展開し、戦後改革期に文部省社会教育局長を務めた関口泰（1889-1955）が、公民科が実業補習学校にまず設置されたことを高く評価していたように、¹⁶⁾ 公民教育の振興が、地域社会における教育、つまり社会教育の振興とも結びついていたことを意味している。実際に、正規の学校でない実業補習学校や、その後再編統合されて成立した青年学校は、学校教育行政ではなく社会教育行政の所管となっていた。

そして、この時期に、文部省普通学務局内に社会教育課が設置され、1929（昭和4）年には独立した社会教育局の設置へといたるようになり、社会教育の組織化が急速に進行していった。社会教育行政の所管となったのは、青少年団体、成人教育、図書館・博物館等の施設、社会教化団体、実業補習学校などである。地方改良運動期の内務官僚において、すでに公民教育を基底にすえた社会教育観は見出せるが、¹⁷⁾ 1920年代から30年代の創設期社会教育行政に関わった乗杉嘉寿、棚橋源太郎、権田保之助、小尾範治らに共通して、公民教育を基底にすえながら社会教育を組織化しようとする志向が強く見られたように、¹⁸⁾ 公民教育の本格的振興と社会教育の組織化は強く結びついていたのである。

そして、社会教育行政の整備によって、講座型の事業として、成人向けに公民教育の機会が提供された。1923（大正12）年頃から、「成人教育」という言葉が流通し始めると、成人を対象とした公民教育も本格的に進められるようになり、文部省が主に直轄の大学などに委嘱する形で成人教育講座が開始された。その内容は、①公民科を中心とするもの、②職業に関するもの、③一般教養・家庭・婦人に関するものという大きく三つからなっており、公民科を中心とするものはだいたい全体の三割から四割をしめていたとされる。¹⁹⁾

その後、1932（昭和7）年には、文部省は、町村自治の発達、政治の厳粛公正のために、選挙区制度に密着させた公民教育講座を新しく開設し、より多くの国民に公民教育の普及徹底を図っていくようになる。具体的には、全国衆議院議員選挙区を単位として、1選挙区に1ヶ所開設し、5年間で全選挙区を二巡するというもので、旧制高等学校、高等専門学校などに委嘱し、学校教員や地方官、裁判官を講師にあてて実施された。開講科目は、倫理道徳、社会、法律政治、経済財政、其の中の中から適切なものを選び、1ヶ所で4日間、講義時間数は16時間が標準とされた。公民教育講座の最終年度である1936（昭和11）年を例に取り上げると、全国39府県79か所で開催され、修了者は約14,000人だった。²⁰⁾

こうして、1920年代から30年代半ばにかけて、社会教育行政による講座型の事業が、成人教育講座の柱としての公民教育から、公民教育そのものが主目的の公民教育講座へと拡充され、各地で多くの国民を対象に行われていった。その内容は、時事問題から国防問題まで社会科学全般にわたるものであった。

先述のように、同時期に展開された選挙粛正運動においても、講演会や懇談会が開催され広く政治や社会の問題も扱われたものの、投票買収・選挙干渉の防止など選挙粛正の意義を説くものを中心であった。その背景には、選挙革正審議会答申（1930年12月）や法制審議会答申（1932年11月）にも反映されていたように、選挙粛正が制度化されていく過程において、投票買収や選挙干渉の防止、選挙費用運動の減少に力点が置かれており、政治や社会の問題に関する国民の理解力や批判力を養うための「立憲思想の涵養」の位置づけがそれほど高くなかったことがあげられる。²¹⁾

したがって、社会教育行政が中心となって行われた公民教育講座は、学校教育における公民科とともに、選挙粛正運動における選挙啓発においては不十分であった「立憲思想の涵養」の部分の特に出張していたという構図で捉えることができる。

1930年代後半以降は、1937（昭和12）年の中等教育段階における公民科教授要目の改訂で、公民科の基本原則として、国家中心主義と国体観念が中心に置かれたことに象徴されるように、²²⁾ 社会教育行政による講座型事業、選挙粛正運動ともにその性質を変容させていった。

1920年代から文部省によって開設されていた成人教育講座も、政治・経済、社会思想、労働問題等が多く扱われていたが、1930年代後半以降は、日本精神、国体明徴、農道精神といった戦時色を帯びたものが多くなった。²³⁾ また、選挙粛正運動においても、立憲主義の意義よりも、選挙を天皇の統治に対する臣民翼賛の道として位置づけるような志向が前面に打ち出されてきた。²⁴⁾ そして、1940（昭和15）年の大政翼賛会の発足は、選挙粛正運動を翼賛選挙運動へと変容させ、社会教育に関しても、戦時体制における行政簡素化の機構改革によって、1942（昭和17）年に社会教育局が廃止され、地方レベルでも社会教育課、社会教育主事が廃止されることによって、社会教育活動はすべて大政翼賛活動の中に解消されていった。

(3) 戦後改革期から1950年代における社会教育の再組織化と選挙啓発

戦後教育改革は、戦後直後に文部大臣を務めた前田多門の下で、公民教育を核にすえて開始された。前田の言葉にそくしていえば、「他人のために尽して、しかも報いを求めない犠牲的精神、各自が各自の責任を果たす精神」に基づいて、「下から公民が持ち寄ってお互いの生活を作り上げていく技術や心構え」である「シビックス」（公民性）の定着を図ることが、戦後教育の再建を進めていく上での鍵概念であった。²⁵⁾ 1946（昭和21）年1月に前田が退任するまでの短期間に、1945（昭和20）年9月の「新日本建設ノ教育方針」の発表、11月の公民教育刷新委員会の設置、12月の答申の発表など公民教育を核とする教育改革案が提起されていった。

また、前田は、戦後の文部行政を学校教育、社会教育、科学教育の三本の柱を中心して再建する構想を実現すべく、学校教育局長に田中耕太郎、社会教育局長に関口泰、科学教育局長に山崎匡輔という自由主義的な知識人を迎え入れるとともに、関口には、権力によらずに国の文教政策を策定できる独立の機関として構想した国立教育研修所の長をも任せた。²⁶⁾ 関口は、社会教育局長として、社会教育の中心は公民教育に置かれるべきで、一時的な公民啓発だけにとどまらず、恒久的に公民教育を強化していかなければならないという強い信念を持っていたとされる。²⁷⁾ シビックスを重視していた前田にとって、関口の登用は必然であったのかも知れない。

公民教育を核にすえた教育改革は、学校教育においては、その時点では成立しなかったが、戦後の新「公

民科」を設置しようとする公民科構想として展開された。そして、社会教育においては、以下のように、戦後初の総選挙（1946年4月）に向けて一連の公民啓発施策が出されるとともに、戦後社会教育の中核としての公民館構想が打ち出された。

社会教育局内に設置された公民教育課（1945年11月～1946年3月）が中心となって一連の公民啓発施策が出されるが、それは、学校教職員も協力した公民教育講習会や町内会における公民の集いの実施、グループワークなどの方法も用いた青年常会の開催、戦前の選挙粛正運動でも利用されていた紙芝居や各種印刷物の発行などによる公民啓発であった。²⁸⁾

ただしその内容は、政治的対立点（政府の施策、天皇制問題など）を含むものではなく、総選挙一般についての啓蒙と、敗戦後の青年組織や女性組織の任務と役割の啓蒙が中心であったとされる。²⁹⁾ このことは、今まで政治の世界と距離のあった女性や若い青年たちに、立憲政治や選挙の意義などを短期間に教授するということは現実的ではなく、新たな有権者に選挙参加を呼びかけて戦後初の総選挙を円滑に行うことが重視されていたことを意味している。

一方で、関口の影響も受けながら、社会教育局内におかれた公民教育課で課長を務めた当時若手官僚であった寺中作雄（1909-1994）によって、社会教育における公民教育を振興していく地域の拠点として打ち出された公民館構想は、³⁰⁾ 1946（昭和21）年4月下旬に開催された文部省社会教育局主催の第一回公民教育指導者講習会において公式発表された。³¹⁾ その後、GHQ（連合国総司令部）のCI&E（民間情報教育局）とも協議を重ねながら公民館構想が具体化され、1946（昭和21）年7月に文部次官通牒「公民館の設置運営について」が発せられ、戦後の憲法および旧教育基本法の精神にそくして、地域社会から民主主義を構築していく主体としての「公民」を育む拠点として、各地で建設が進んでいくこととなった。³²⁾

公民館の建設を促す上で大きな影響を与えたのが、戦後の日本国憲法の成立である。1947（昭和22）年1月に出された社会教育局通牒「新憲法公布記念公民館設置奨励について」および「新憲法精神普及教養講座委嘱開設について」では、「国民主権、戦争放棄、基本的人権、政治機構」など「新憲法の精神を日常生活に具現するための恒久的施設」としての「公民館の設置を促進」し、公民館の設置を求める町村に対する助成を行い、「新憲法精神普及教養講座」を公民館において開設していくことが期待された。³³⁾

1950年代に本格化する戦後の選挙啓発との関係では、公明選挙連盟の設立をうけて、1953（昭和28）年2月に社会教育局長通達「公明選挙運動の推進について」が出され、社会教育関係諸団体の活動（青年組織、婦人組織、町内会等）が期待された。³⁴⁾ また、1954（昭和29）年の公職選挙法改正による常時啓発の義務化をうけて、1957（昭和32）年から公明選挙常時啓発委託事業が創設され、その事業の中心として「話し合い」がおかれると、同年6月に社会教育局長通達「公明選挙常時啓発事業の協力依頼について」が出され、³⁵⁾ 常時啓発を進めていく上で、選管と教育委員会（以下、教委）との連携の重要性が説かれ、当時の社会教育事業の内容にも反映され、公民館でも、選挙、政治や社会の問題をテーマにした話し合い活動が展開された。

こうして、戦後の選挙啓発においては、社会教育においても重視されてきた「共同学習」、「話し合い」といった方法が積極的に導入されるようになったが、学校開放による成人対象の学級として広がった社会学級のやり方を踏襲したとされる。³⁶⁾

4. 田澤義舗における選挙啓発と社会教育

(1) 教育実践家としての田澤義舗

1885（明治18）年に佐賀で生まれた田澤は、佐賀県立鹿島中学、旧制五高を経て東京帝国大学法科大学政治学科に学び、卒業後は内務官僚や貴族院議員として行政や政治に影響を及ぼす一方で、戦前日本における代表的な社会教育団体であった青年団の指導および育成を行ったように、教育実践家としての側面も多分に有していた。³⁷⁾

そのため、田澤に関する先行研究は、近現代史、政治史、社会政策史の諸分野で、ファシズム、リベラリズム、立憲政治、官僚制、選挙粛正運動、地方自治などの構造や事象への着目の中でその位置づけを検討してきたものと、教育史、社会教育史、思想史の諸分野で、田澤の青年教育、公民教育を中心とした思想や実践を詳細に分析してきたものとに大別できる。³⁸⁾

田澤の教育実践は、大きく社会教育の文脈と選挙啓発の文脈のものに区分できる。前者については、青年団を中心とした農村青年教育以外に、労資協調を目的に設立された協調会および国際労働会議への関わりを通じて、労働問題や社会政策の観点から、教育対象を青年だけでなく労働者にも広げていったように労働者教育の実践も展開した。後者については、政治教育運動をおこして選挙粛正運動へとつなげていった。そ

して、これらの二つの文脈は別個に位置づいていたわけではなく、田澤の中では、立憲政治の担い手を育成するという視点でつながっていた点に注目する必要がある。「選挙啓発と社会教育」という観点からは、青年団教育の実践と政治教育運動が特に関係してくるが、これらは田澤が特に力を入れていた活動でもあった。

(2) 青年団教育への関わり

東京帝国大学卒業後に内務官僚となった田澤は、1910（明治43）年に静岡県安部郡長に任命された。日露戦争後の疲弊した地方農村の建て直しのために、学校教育とは無縁の勤労青年に対する教育・自己修練の必要性を感じた田澤は、ランプの下で夜学を始めて、憲法をはじめ政治を日常生活に結びつけて分かりやすく説き、青年たちと寝食を共にする宿泊講習も実施しながら農村青年教育に意を注いだ。青年団指導者として知られる田澤の原点はこの郡長時代の経験にあるといえよう。

近世社会において、各集落で地域生活と密着した青年組織として広がってきた若者組や若連中は、明治時代に入ると、青年団として近代国家建設のために重視されるようになり、特に地方改良運動においてはその担い手として期待され、急速に官製化が進められていった。戦前日本における社会教育は、戦後の公民館のような施設がほとんど存在しなかったこともあり、「農村」、「団体」、「青年教育」等によって特徴づけられるが、³⁹⁾ これら全ての特徴を有する代表的なものが青年団であり、社会教育史研究においても青年団研究は特に精力的に進められてきた。⁴⁰⁾

1915（大正4）年に、明治神宮造営局に転任したが、国家予算が不足する中で、田澤は、青年団員の勤労奉仕によって、明治神宮を造営することを提案し実行に移した。全国から集まった青年たちは、日中は労務に従事し、朝夕はバラック宿舎で、名士の講演の聴講、懇談など様々な修養的行事をやりながら共同生活を営んだ。これが全国的青年団運動の下地となり、1925（大正14）年の大日本連合青年団の結成や全国の青年団員の拠金による日本青年館の建設へと発展していった。

田澤が重視した青年団教育のあり方は、憲法学説などの「立憲的知識の涵養」よりも、青年たちが所属する青年団内の組織（産業部、修養部、会計部、体育部など）の役職経験を通じた団体訓練、体験活動をともなった宿泊講習会、産業生活と結びつけた研究奨励（大日本連合青年団では一人一研究を奨励し、研究助

成金、発明賞、産業賞等の制度を設けた)など、実生活に即した「立憲的性格の陶冶」を重視するものであった。⁴¹⁾

日本青年館の分館として東京郊外の小金井に建設された浴恩館(現在は小金井市文化財センター)において、農村の中堅青年の指導者養成を目的として、1931(昭和6)年から1937(昭和12)年にわたって開設された青年団講習所の実践は、田澤の青年団教育においても代表的なものである。田澤の発意によって始まった実践を中核的に担ったのが、『次郎物語』の作者としても知られる下村湖人であった。6年間で計19回開催された講習所では、毎回30から40名の青年が複数に分かれた班活動を基盤に、約4週から6週間程度の塾風生活(塾生の自律性と創造性を尊重)における自治訓練を通じて、青年団のあり方を体得していった。⁴²⁾

(3) 政治教育運動の展開

普通選挙実施への気運が高まる中で、1920年代になると田澤は政治教育運動を開始した。新政社をおこして1924(大正13)年1月から雑誌『新政』を発刊したが、その目的は、人々の政治道徳の向上と政治知識の研鑽を図るためであった。

その読者として想定されていたのは25歳以上の壮年層であった。田澤は、25歳で青年団を終えた後に、団体生活を維持し、人間形成を図っていくための組織として「壮年団」を提唱し、地域の担い手として、郷土更生、地方自治、選挙浄化などを実現していくことを期待した。⁴³⁾ 壮年団における教育活動として、各自の職業生活に関する研究修養、職業ごとの部会を設置した上での共同研究、行政官・銀行員などから教授を受けることによる団員の社会人としての知見の向上、官報附録を読むことによる地方行政に関する知見の向上、自分たちの住む郷土の研究などが奨励された。⁴⁴⁾ 「郷土の愛」、「社会の良心」を合言葉に、「縁の下の力持ち」として、地域社会建設の役割をすすんで担おうと決意した青年団OBたちによって、自主的な同志団体として壮年団の結成が各地で広がっていったが、その数は、1937(昭和12)年頃には、全国で2000以上にものぼったとされる。⁴⁵⁾

雑誌の内容は、主宰の田澤、編集者、有識者による政治評論、国内外の時事問題、農村問題、社会思想についての解説、首相や著名な政治家の紹介と解説、田澤の全国行脚記録が中心であったが、雑誌そのものが、編集者と読者、あるいは読者同士の「相互的政治教育」

の場として構想されていた。1924(大正13)年1月の創刊号で、「新政発刊の目的は相互的政治教育の一語に尽くる。…(中略)…相互的と云ふは、筆者も、読者も、経営者も、共に此の誌上を通して、相戒め相率いて、政治道徳の向上を計り、政治知識の研鑽に当らんとする」⁴⁶⁾と強調されている。

雑誌を通じた相互的政治教育を行うために、読者からの質問に編集側が応えるコーナー(「質疑応答」、「常識問題」、「公民の常識」)、読者の声の欄(短い評論、和歌・俳句)が設けられた。また、1925(大正14年)3月号の巻末に「各地の同志からの要求によって今回本社に講演部を新設しました。青年団、戸主会、教育会等の御主催に應じ同人が出張します。」⁴⁷⁾と記載されているように、出張講義も行われた。さらに、誌面を通じて全国から受講者を募り、短期間の政治教育講習会も東京などで数回開催されている。第1回は1924(大正13)年10月25日から29日に、東京芝増上寺で行われ、3府25県から42名の参加があり、講師には田澤ら編集者の他、学者、官僚、新聞社論説委員なども招聘し、後藤新平も来訪したとされる。⁴⁸⁾

1927(昭和2)年8月号では、金のかかる選挙を是正して、候補者の為の選挙から選挙人自身の為の選挙へとしていくための組織として、選挙肃正同盟会(以下、同盟会)の構想が提起されている。⁴⁹⁾そして、不正や違反をなくし、候補者の立会演説会を要求し、有権者が自分の意思で自由な投票をできるようにするべく選挙肃正運動をおこすことを目的に、10月に同盟会が結成され、その後、1927(昭和2)年12月の終刊まで、誌面には、同盟会の趣旨と宣伝、入会案内が掲載された。なお、雑誌終刊後の新政社からは、選挙肃正運動に関わった有識者による政治教育及び選挙肃正に関するパンフレットや図書が出版されている。

こうして、田澤は、雑誌の刊行を通じた政治教育の普及徹底という段階から、同盟会の結成による政治革新運動という段階へ引き上げていったのである。

(4) 社会教育から選挙啓発へ

ここまで、田澤の青年団教育の実践(社会教育)と政治教育運動(選挙啓発)を中心にみてきたが、両方の活動は、田澤の中で、立憲政治の担い手を育成するという視点でつながっていた。

青年団教育においては、選挙権を有しない青年を対象に、生活共同体としての社会と個人は、相互に関連して相共に成長進化していくという関係をもつように、全体との関連を持って個々は存在するという「全一論」

の考え方に立って、⁵⁰⁾ 主に団体訓練や共同生活の実践を通じた実生活に即した「立憲的性格の陶冶」を基調とした公民教育が重視されていた。

一方で、政治教育運動においては、選挙権を有する壮年が、選挙の仕組みや不正の防止といった政治道徳、並びに憲法学説、政治の仕組み、国内外の政治社会情勢等に関する政治知識を身につけていくことが期待されたように、「立憲的知識の涵養」を基調とした政治教育が重視されていた。

ここで、田澤が、「公民教育」と「政治教育」の関係をどのように捉えていたのかについても確認しておきたい。田澤によれば、公民教育は、地方改良運動や自治民育運動など地方行政から提起されたのに対して、政治教育は、腐敗政治を革新するために使用された新しい言葉であったとされる。そして、両者は、非常に近い概念であるとされつつも、政治教育が、学校以外の社会教育として実際政治に直接交渉をもっている社会人を主たる対象に、立憲政治を担っていく上で必要な政治道徳や政治知識を中心とした教育を施すことを意味するのに対して、公民教育は、補習学校やその他の学生、青年をも対象に、日常生活とも関わる幅広い内容の教育を施すことを意味するとされたが、⁵¹⁾ 同時期の他の論者においてもこうした見方は共有されていた。⁵²⁾

このように、田澤は、社会教育（青年団教育）は公民教育として展開し、選挙啓発（政治教育運動）は政治教育として展開し、両者は立憲政治の担い手を育成するという点で結びついてきたが、それは、田澤の青年団教育の考え方にも端的に示されているように、段階論的にも位置づけられていた。

田澤は、青年団教育において三つの段階をとることを理想とした。第一段階では、青年団を運用経営するという生活それ自身による訓練、つまり、青年たちが、それぞれ所属する青年団内の組織の役職を経験することで、青年団を終えた後も、地域の農会や産業組合などに関わり、地域の担い手となっていくことに通ずるとされた。第二段階では、青年が生活の中から問題を発見し、その問題を積極的に研究して、創造の喜びを感じられるような一人一研究などの方法によって、身近な生活課題研究や市町村の実情調査研究などを通じた郷土意識の育成を重視した。そして第三段階で、選挙浄化などの立憲政治精神とその運用に関する教育を行なうことを重視した。⁵³⁾

田澤の実践にそくしていえば、第一段階および第二段階における「立憲的性格の陶冶」を社会教育（青年

団教育）において重視し、第三段階における「立憲的知識の涵養」は、青年団においてというよりは、青年団を終えた後の壮年層を対象とする選挙啓発（政治教育運動）の中で展開していったと捉えられる。

5. まとめと課題

1925（大正14）年の男子普通選挙、1945（昭和20）年の男女普通選挙という選挙権を一気に拡大させた契機に着目して、選挙啓発の歴史的展開と社会教育の振興および組織化が強く結びついていたことが明らかになった。

1920年代から30年代にかけては、社会教育行政の組織化が急速に進行したが、それは、普通選挙への対応としての公民教育の振興を、学校教育を通じた子どもに対するものだけでなく、社会教育として地域社会の青年や成人に対しても行っていくことへの対応でもあった。選挙粛正運動における選挙啓発においては、投票買収や選挙干渉の防止、選挙費用運動の減少に力点が置かれていたため、選挙制度、政治・社会の問題に関する理解力や批判力を養うために「立憲思想の涵養」は十分でなかった。それを担ったのが社会教育でもあり、成立してまもない社会教育行政による事業として選挙区制度にそくして行われた公民教育講座であったといえる。

戦後に関しては、戦後改革期に初めての男女普通選挙としての総選挙（1946年1月）に向けて、一連の公民啓発施策（選挙啓発）が社会教育施策として打ち出されるとともに、公民館構想が提起され、地域社会から民主主義を構築していく主体としての「公民」を育む拠点として、また、「新憲法を日常生活に具現するための恒久的施設」として、公民館の建設が進んでいった。そして、公明選挙連盟の発足（1952年）、常時啓発の法制化（1954年）によって、1950年代に公明選挙運動として戦後の選挙啓発が活発化してくると、選管と教委（特に社会教育行政）との連携強化が図られ、公民館などでも話し合い活動も重視した常時啓発事業が展開されていった。

選挙啓発と社会教育が実践レベルでどのような関係で位置づいていたのかという点については、戦前日本における代表的な社会教育団体であった青年団の著名な指導者であったとともに、政治教育運動をおこして選挙粛正運動へとつなげていった田澤義鋪に着目することで、以下のことが明らかとなった。

それは、青年団教育の実践（社会教育）と政治教育運動（選挙啓発）の実践が、田澤の中で、立憲政治の

担い手を育成するという視点でつながっていたということである。具体的には、日常生活や身近な生活課題と関わる公民教育として社会教育を実践し、憲法学説や政治の仕組み、国内外の政治社会情勢に関する知識を中心とした政治教育として選挙啓発を展開したという構図である。

もちろん両者は厳密に区分できるものではないが、選挙啓発の基盤として、生活現実に即した学びを意味する社会教育が、選挙啓発と社会教育の関係をめぐる歴史的展開の中でも位置づいていたことを意味している。

本稿では、1920年代から30年代、および戦後改革期から1950年代の、選挙啓発と社会教育をめぐる状況を検討したが、1960年代以降現在にいたるまでの状況について、今後詳細な検討が求められる。『月刊社会教育』（社会教育推進全国協議会）、『社会教育』（全日本社会教育連合会）、『月刊公民館』（全国公民館連合会）等の社会教育関連雑誌を概観すると、1970（昭和45）年頃までは、各政党の社会教育に関する政策の紹介、各候補者の政策分析、社会教育関係団体と選挙との関わり方など、選挙啓発とも関わる実践が展開されてきたことがうかがえるが、⁵⁴ それ以降は積極的に展開されてきたとはいえない。実際に、かつては存在した選管と教委の連携の弱体化に見られるように、近年、狭い意味での、選挙啓発と社会教育のつながりは弱くなっている。その背景には、縦割り行政の問題や、教育現場で政治や選挙と関係するテーマをどのように取扱っていくかという政治的中立の問題などが関係しているといえるだろう。

地域社会の課題や人々の生活上の課題を把握して、その課題解決に向けて相互に学び合う場を創出してきたのが社会教育であり、近年は、公民館をはじめとした社会教育行政だけでなく、NPOなどもその創造主体として期待されている。一方で、選挙啓発の方も、従来からの選管、明推協だけでなく、主権者教育の推進とも結びつきながら登場した若者中心の団体も、その担い手として今後期待される。選挙啓発と社会教育の新たな連携を模索していくことで、選挙啓発活動もより豊かなものになっていくものと思われる。

※本稿は、『Voters』（公益財団法人明るい選挙推進協会）No.44～No.46に筆者が執筆した記事「選挙啓発と社会教育」（第1回、第2回、最終回）をもとにして、論文として再構成したものである。

注

- 1) 文部省教育法令研究会著『教育基本法の解説』国立書院、1947。
- 2) 文部省社会教育局内成人教育研究会編（文部省社会教育局局長寺中作雄監修『新しい政治教育』（成人教育シリーズI）明治図書、1955。
- 3) 上原直人「社会教育における政治教育の歴史的考察—1950年代～1960年代を中心に—」『生涯学習・社会教育学研究』第27号、東京大学、2002。
- 4) 上原直人「戦後教育改革と政治教育の歴史的展開」『生涯学習・社会教育学研究』第28号、東京大学、2003。
- 5) 公益財団法人明るい選挙推進協会HP「明るい選挙って何？」<http://www.akaruisenkyo.or.jp/020what/>（2019年1月17日最終確認）。
- 6) 公益財団法人明るい選挙推進協会HP「明るい選挙推進運動のあゆみ」<http://www.akaruisenkyo.or.jp/030history/>（2019年1月17日最終確認）。
- 7) 『目で見ると投票率』総務省選挙部、2017、p.4。
- 8) 柚正夫『日本選挙啓発史』財団法人明るく正しい選挙推進協議会、1972、pp.142-169。
- 9) 木全清尚「選挙粛正運動、その足跡（上）」『選挙時報』第42巻7号、1993年7月。
- 10) 柚、前掲。
- 11) 『選挙粛正中央連盟事業概要』選挙粛正中央連盟、昭和10年度～昭和16年度。
- 12) 前掲、『目で見ると投票率』、p.2。
- 13) 柚、前掲、pp.278-292。
- 14) 同上、pp.329-333。
- 15) 上原直人『近代日本公民教育思想と社会教育—戦後公民館構想の思想構造—』大学教育出版、2017、pp.53-59。
- 16) 関口泰『公民教育の話』朝日新聞社、1930、pp.13-15。
- 17) 田子一民は、「日露戦争以前」は、「社会教育と云ひ、通俗教育と云ふも」、「小学校教育の目的を達する一部分たるに過ぎ」なかったが、「日露戦争以後」は、「公民教育を實行せん」とする「新しき意味を有するに至」ったと捉えている。田子一民『小学校を中心とする地方改良』白水社、1916、p.30。
- 18) 小川利夫「現代社会教育思想の生成—日本社会教育思想史研究序説—」小川利夫編『現代社会教育の理論』（講座現代社会教育I）亜紀書房、1977、pp.148-159。
- 19) 国立教育政策研究所編『日本近代教育百年史 第

- 七巻 社会教育 (1)』文唱堂、1974、pp.1102-1109。
- 20) 国立教育政策研究所編『日本近代教育百年史 第八巻 社会教育 (2)』文唱堂、1974、pp.445-446。
- 21) 『内外調査資料』第三年第一輯、調査資料協会、1931。『内外調査資料』第七年第九輯、調査資料協会、1935。
- 22) 日本公民教育学会編『公民教育事典』第一学習社、2009、pp.196-199。
- 23) 文部省『成人教育関係講座実施概要』(昭和15年度)、p.11。
- 24) 山崎裕美「女性の政治参加と選挙肅正運動—国民教化の側面から—」『法学会雑誌』首都大学東京・東京都立大学法学会、第48巻第2号、2007年12月、p.376。
- 25) 前田多門「新公民道の提唱」『ニューエイジ』第3巻、1951年1月号、p.3。
- 26) 駒田錦一「関口泰」全日本社会教育連合会編『社会教育論者の群像』1983、pp.204-205。
- 27) 寺中作雄「公民館構想のころ」『社会教育』1966年7月号、全日本社会教育連合会、p.43。
- 28) 宮原誠一・丸木政臣・伊ヶ崎暁生・藤岡貞彦『資料 日本現代教育史 I』三省堂、1974、pp.540-542。
- 29) 藤田秀雄『『民主化』過程の社会教育』碓井正久編『戦後日本の教育改革10 社会教育』東京大学出版会、1971、p.39。
- 30) 寺中作雄「公民教育の振興と公民館の構想」『大日本教育』1946年1月号(横山宏・小林文人編『公民館史資料集成』エイデル研究所、1986に所収)。
- 31) 岡本正平「公民館十年の歩み(一)」『社会教育』第12巻5号、全日本社会教育連合会、1957年5月、p.35。
- 32) 上原、前掲、『近代日本公民教育思想と社会教育—戦後公民館構想の思想構造—』、pp.242-247。
- 33) 近代日本教育制度史料編纂委員会編『近代日本教育制度史料』第27巻、講談社、1958、pp.215-218。
- 34) 『公明選挙時報』第5号、1953年2月、自治庁選挙部/公明選挙連盟。
- 35) 石崎宜雄・田代元彌・岩井龍也『選挙啓発と政治学習—事例を中心とする選挙啓発の基礎的調査研究—』(選挙啓発紀要1972年)公明選挙連盟、p.45、1973。
- 36) 田代元彌「政治学習実践事例考」『社会教育』1975年4月号、全日本社会教育連合会、p.24。
- 37) 以下、田澤の経歴についての記述は、田澤義鋪記念会『田澤義鋪』1954、永杉喜輔「田澤義鋪」、前掲、『社会教育論者の群像』、pp.142-151に基づいている。
- 38) 上原、前掲、『近代日本公民教育思想と社会教育—戦後公民館構想の思想構造—』、p.116。
- 39) 碓井正久「戦後社会教育観の形成」碓井編、前掲、『社会教育』、pp.10-11。
- 40) 松田武雄によれば、青年団史に関する研究は、社会教育史において最初に着手され、青年団自主化運動の中心となった下伊那地域の研究や、山本瀧之助、田澤義鋪、下村湖人といった青年団指導者の人物研究などが行われたが、その後、歴史学、政治史や民俗学などにおいても本格的に研究がなされるようになったとされる。松田武雄「社会教育史研究の課題と展望—社会教育の概念と研究方法論に焦点づけて—」日本教育史研究会編『日本教育史研究』第24巻、2005。
- 41) 上原、前掲、『近代日本公民教育思想と社会教育—戦後公民館構想の思想構造—』、p.127。
- 42) 上原直人「青年団講習所の実像—その開設と展開過程を中心に—」『生涯学習・キャリア教育研究』第13号、名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属生涯学習・キャリア教育研究センター、2017、p.p.9-21。
- 43) 田澤義鋪「壮年団の恒久的意義と当面の任務」『壮年団』1935年1月、pp.4-8。
- 44) 田澤義鋪『自治三則』選挙肅正中央連盟、1937、pp.183-184。(『田澤義鋪選集』田澤義鋪記念会、1967に所収)
- 45) 村山輝吉「下村湖人研究—『煙仲間について』(1)—」『駒澤大学教育学研究論集』1号、1977、p.105。
- 46) 田澤義鋪「新政の発刊に際して」『新政』1巻1号、新政社、1924年1月創刊号、p.2。
- 47) 『新政』2巻3号、新政社、1925年3月、p.40。
- 48) 「第1回政治教育講習会の記」『新政』1巻12号、新政社、1924年12月、pp.31-33。
- 49) 「選挙肅正同盟会の発企」『新政』4巻8号、1927年8月、p.1。
- 50) 田澤義鋪『青年修養論人生篇』日本評論社、1933、pp.489-492。(前掲、『田澤義鋪選集』に所収)
- 51) 田澤義鋪『政治教育講話』新政社、1926、pp.12-14。(同上、『田澤義鋪選集』に所収)

- 52) 池岡直孝『公民教育の基本問題』文政社、1925、
p.4。蠟山政道「政治教育」城戸幡太郎編『教育学
辞典』第三卷、岩波書店、1938、p.1383。
- 53) 田澤義鋪『政治教育小論』新政社、1932、pp.119
-121。(前掲、『田澤義鋪選集』に所収)
- 54) 上原、前掲、「社会教育における政治教育の歴史
的考察—1950年代～1960年代を中心に—」。

Characteristics of the historical relationship between election enlightenment and social education

Naoto Uehara (Associate Professor, Nagoya Institute of Technology, Japan)

【Abstract】

The purpose of this paper is to clarify the historical relationship between election enlightenment and social education in order to improve our theoretical and practical understanding of political education in the field of social education.

Studies on social education have led to an improved understanding of political education through explorations of its relationship with educational practices that align with how learning happens in real life. In this paper, we focus on election enlightenment, a topic that has remained relatively unexplored. There are two aspects to election enlightenment: election cleanup campaigns that aim to promote fair elections; and political education campaigns that aim to improve voters' political awareness and encourage them to participate in elections. The latter can be interpreted as belonging to the realm of social education.

Two large-scale expansions of the voter base—the 1925 expansion of voting rights to all men and the 1945 expansion of voting rights to all women—indicate a strong connection between the historical development of election enlightenment and organization of social education. It can be argued that social educational administration was responsible for the so-called “cultivation of constitutional thought,” a topic that had been neglected in election enlightenment.

On a practical level, I focus on Yoshiharu Tazawa (1885-1944), who was involved in both election enlightenment and social education activities before World War II. I reveal that he believed both election enlightenment and social education were needed to cultivate supporters of constitutional politics. Specifically, I argue that Tazawa developed election enlightenment based on political education centered on understanding constitutional theory, political structures, and political conditions inside and outside the country. Furthermore, he implemented social education centered on education in youth associations (*seinendan*) that provided education to public citizens about daily life and the contemporary issues relevant to them.